

花巻労働基準監督署からのお知らせ

労働災害発生状況 令和 7 年（1 月～12 月）（速報値）

	令和 6 年	令和 7 年	増減（人）	増減（％）	コメント
全産業	319	349	+ 30	+ 9.4	転倒災害増加（全体の 3 割超）
製造業	64	84	+ 10	+ 15.6	食料品製造業で「挟まれ・巻き込まれ災害」が多発
建設業	51	48	- 3	- 5.9	墜落、転倒の予防が必要
運送業	43	58	+ 15	+ 34.9	墜落、転倒、腰痛の予防が必要
農林業	7	9	+ 2	+ 28.6	農業が倍増
商業	46	61	+ 15	+ 32.6	転倒が全産業最多
社会福祉施設	20	19	- 1	- 5.0	腰痛予防対策が必要
接客娯楽業	19	15	- 4	- 21.1	旅館業の転倒予防対策が必要
ビルメン業	10	16	+ 6	+ 60.0	転倒88%、対策の徹底が必要

令和 7 年12月までに提出された労働者死傷病報告集計。○内は死亡災害で内数。新型コロナウイルス感染症を除く。

高齢労働者の労働災害防止の推進（令和 8 年 4 月～努力義務）

改正労働安全衛生法によって、令和 8 年 4 月 1 日から、高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが求められます。

労働安全衛生法（抄）
（高齢者の労働災害防止のための措置）
安衛法第62条の2 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

少子高齢化社会の中にあって、高齢社会対策大綱【令和 6 年 9 月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっていることが指摘されています。

50歳を超えると度数率が高くなり、60歳以上では年千人率が上昇し、年齢が上がるにしたがって休業日数も長くなる（重篤化）傾向にあります。加齢に伴う身体能力の低下、身体の頑健さの低下はご存じのとおりで、このようなことから労働災害では「墜落・転落」「転倒」が顕著になっています。

（[第170回安全衛生分科会資料「高齢労働者の労働災害防止対策について（その3）」](#)）

60歳以上の高齢労働者の就労割合は増加傾向にありますが、エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は約23%、高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいるのは約19%となっており（令和 5 年労働安全衛生調査）、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において求められている対応に取り組んでいただくようお願いします。



高齢労働者の安全衛生対策
エイジフレンドリーガイドライン



高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル
（チェックリストと職場改善事項）



エイジフレンドリー補助金
もご活用ください。

労働災害発生状況	休業 4 日以上 の死傷者数	死亡者数	転倒
令和 7 年12月末速報値	349 名	2 名	111 名
令和 6 年12月末速報値	319 名	4 名	104 名
令和 6 年確定値	356 名	4 名	105 名